

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	1	
受付日	2018年11月26日	
通報内容	東京都の建設現場において A 社が伐採した木材が使用されている可能性がある。 A 社が伐採した木材は、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」及び「持続可能性に配慮した調達コード」に適合していない。	
処理結果	・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断 【理由】 A 社が「持続可能性に配慮した木材の調達基準」及び「持続可能性に配慮した調達コード」の適用を受けるサプライチェーンに含まれていないため。 ・通報受付窓口の対応は終了【2019年2月】	
備考	東京都では、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」及び「持続可能性に配慮した調達コード」に適合しない木材が使用されている可能性がある点と提起されている点に関し、関係機関と連携して確認に取り組み、その過程で確認できた点（木材の供給源とされている特定の伐採事業者について実際にはサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して、可能な範囲で説明している。	